

介護老人保健施設 整備基準

- (1) 用地確保の状況
 - ア 金銭面及び敷地面積等を含めすべての条件面で用地の売却又は借用について地権者と既に合意に達していること。
 - イ 用地には抵当権等が設定されていないこと。設定されている場合は、契約に際して抹消されること。
 - ウ 原則として市街化区域であること。市街化調整区域を建設予定地とする場合は名古屋市住宅都市局開発指導課に建設の可否を確認すること。
- (2) 開発規制許可等の取得状況
 - ア 既に許可を取得済み又は許可が不要な地域である旨を関係行政機関に照会して確認済みであること。
 - イ 許可が必要な場合は既に関係行政機関と協議を行い、許可が得られる見通しはあること。
- (3) 建設予定地周辺の状況
 - ア 建設予定地周辺の住宅環境等に配慮した計画であること。
 - イ 建設予定地の近隣に介護老人保健施設が既存していないこと。
(サテライト型小規模介護老人保健施設及びユニット型サテライト型小規模介護老人保健施設における本体施設を除く。)
 - ウ 地域住民との交流の機会が確保される地域にあること
 - エ 老人の療養する環境として適していること。(騒音の有無・日照状況等)
 - オ 交通の利便性は考慮されていること。
- (4) 施設の基準
 - ア 施設の構造設備が基準に合致していること。
 - イ 施設の構造設備が利用者の利便性についても十分配慮がなされていること。
 - ウ 利用者及び職員の動線等を想定して実際に使用するにあたり問題が生じないように配慮されていること。
 - エ ユニットケアを採用していること。
 - オ 認知症高齢者に対応できるよう配慮されていること。
 - カ 胃ろう等医学的管理の必要な高齢者等に対応できること
- (5) 資金計画
 - ア 借入見込み及びその償還計画が妥当であること。
 - イ 自己資金の見込みが確実であること。
 - ウ 開設後の収支見込み等健全な施設運営が期待できること。
 - エ 開設当初の運転資金が十分であること。
- (6) 法人の状況

- ア 法人が行う既存事業について、医療監視や実地指導等による指摘事項については是正改善がなされているなど、適正な運営がなされていること。
- イ 法人が行う既存事業の運営状況や法人の資産及び負債等の状況を勘案し、事業遂行に支障がないこと。
- ウ 新設法人の場合は、関係行政機関と協議を行い、許可が得られる見通しはあること。理事等の役員構成や出資金等に問題がないこと。

(7) 職員の確保

医師、看護・介護職員、理学療法士等従事者の採用計画が妥当であること。本体施設等の従事者が兼務する場合には、両施設において適切な勤務体制がとられること。

(8) 協力病院等

協力病院及び協力歯科医院の見込みがあること。

(9) 施設の運営方針

- ア 必要な医療と適切な看護・介護及びリハビリテーション等を通じて入所者の在宅復帰を支援するための拠点施設となることができること。
- イ 通所リハビリテーション等の実施を通じて地域住民の在宅生活を支援するための拠点施設となることができること。
- ウ 施設における介護方針等が適切であること。

(10) 整備区域

選定にあたっては整備する区域における要介護2～5の介護保険被保険者数に対する介護老人保健施設の整備率（別添）を勘案する。